八　免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の八の項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

第十条　免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数					右項の各科目に含めることが必要な事項	栄養教諭免許状		
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄		専修免許状	一種免許状	二種免許状
栄養に係る教育及び教職に関する科目	栄養に係る教育及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目		四	四	二
		教育職員免許法及び教育公務員特例法の趣旨及び教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。							
		教育課程の意義及び教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）並びに学習指導要領の内容及び教育課程の編成の方法（ジェンダーを含む。）並びに特別活動及び教材の活用並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）並びに生徒指導及び教育相談（カウンセリングの理論及び方法を含む。）の理論及び方法並びに教育実習の意義及び内容（研究授業、指導案の作成及び評価並びに学級経営及び生徒指導を含む。）並びに教職実践演習の内容（教職課程の総括的な学習及び教職生活の省察を含む。）	八	八	五				
		教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目		六	六	三
		教育職員免許法及び教育公務員特例法の趣旨及び教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。							
				栄養教諭実習			二	二	二
				教職実践演習			二	二	二
							二四		

第十条　免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数					右項の各科目に含めることが必要な事項	養護教諭免許状		
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄		専修免許状	一種免許状	二種免許状
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目	養護実習	教職実践演習	教職の意義及び教員の役割並びに教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）並びに教員の進路選択に資する各種の機会の提供等	二	二	二
						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
						幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	四	四	二
						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
						教育課程の意義及び教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
						教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）並びに生徒指導及び教育相談（カウンセリングの理論及び方法を含む。）の理論及び方法並びに教育実習の意義及び内容（研究授業、指導案の作成及び評価並びに学級経営及び生徒指導を含む。）並びに教職実践演習の内容（教職課程の総括的な学習及び教職生活の省察を含む。）	四	四	二
						道徳及び特別活動の内容			
						教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）並びに生徒指導及び教育相談（カウンセリングの理論及び方法を含む。）の理論及び方法並びに教育実習の意義及び内容（研究授業、指導案の作成及び評価並びに学級経営及び生徒指導を含む。）並びに教職実践演習の内容（教職課程の総括的な学習及び教職生活の省察を含む。）	四	四	二
				養護実習			五	五	四
				教職実践演習			二	二	二